

浜 松 市 教 育 委 員 会 会 議 録

- 1 開催日時 令和元年12月23日(月)
10時00分～10時07分
- 2 開催場所 イーステージ浜松オフィス棟6階
教育委員会室
- 3 出席状況 出席者
教 育 長 花 井 和 徳
教育長職務代理者 鈴 木 茂 之
委 員 渥 美 利 之
委 員 安 田 育 代
委 員 黒 柳 敏 江
委 員 田 中 佐 和 子
- (職員)
- 学校教育部長 伊 熊 規 行
学校教育部次長(教育総務課長) 吉 積 慶 太
学校教育部次長(教職員課長) 山 下 浩
学校教育部参事(教育審議監) 梅 林 秀 弘
学校教育部参事(健康安全課長) 花 嶋 徳 光
教育総務課就学支援担当課長 野 田 志 保
教育総務課学校・地域連携担当課長 齋 藤 美 苗
教育センター所長 犬 塚 智 春
指導課長 野 秋 愛 美
指導課教育総合支援担当課長 石 川 博 則
市立高等学校校長 柳 本 佳 奈 子
美術館長 飯 室 仁 志
- (事務局職員)
- 教育総務課長補佐 影 山 和 則
教育総務課総務グループ長 田 代 智 成
教育総務課副主幹 笹 ヶ 瀬 優
- 4 傍聴者 2名
- 5 議事内容 別紙のとおり
- 6 会議録作成者 教育総務課 笹ヶ瀬 優

7 記録の方法 審議事項について発言者の要点記録
録音の有無 無

8 会議記録

(教育長) 令和元年12月23日の浜松市教育委員会を開催する。
傍聴についてはどうなっているか。

(事務局) 2名の方の傍聴申込をいただいている。

(教育長) 許可するというので、よろしいか。

(異議なし)

(教育長) 前回来議録の報告及び承認は回覧をもってお願いする。

本日の会議録署名人は渥美委員と田中委員のお二人にお願いする。

会期は本日限りである。

それでは、第56号議案「浜松市立高等学校学則の一部改正について」市立高等学校から説明をお願いする。

(市立高等学校長) 第56号議案「浜松市立高等学校学則の一部改正について」説明する。議案は1ページから10ページ、議案の説明資料は11ページになる。

提案理由は、入学手続きほか学則に規定する事務手続きに関する事項を明確に規定することに伴い、学則で規定している諸様式を削除するため、規則の一部を改正するものである。あわせて、学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行に伴う改正内容を学則に規定することで、浜松市教育委員会としての取扱いを明確にするため、規則の一部を改正するものである。

改定内容は、第11条(願書の提出)ほか、各条項で規定されている第1号様式から第10号様式までを学則から削除する。第1条関係として、第11条(願書の提出)及び第12条(誓約書)は、令和2年度入学者選抜から適用とするため公布日施行とする。第2条関係として、学校教育法施行規則第4条の規定により学則に規定しなければいけない事項について、省令等の施行に伴う改正内容を追加規定する。

施行期日は、令和2年4月1日とし、ただし、第1条は公布日から施行する。

説明は以上である。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(教育長) 今回の規則改正は、静岡県教育委員会も同様に行うものか。

(市立高等学校長) 静岡県教育委員会については、既に改正済であることから、この

タイミングで行うものではない。中学校からの要望とそれに伴う見直しで、追加規定するものである。

(安田委員) 今回の規則改正に伴い、議案の4ページ、第9条の(入学)において、新たに「2 学力検査は、特別の事情のあるときは、行わないことができる。」と「3 調査書は、特別の事情のあるときは、入学者の選抜のための資料としないことができる。」を加えるが、このできる規定を用いるのはどのようなケースか。

(市立高等学校長) 学力検査の未実施については、現在は想定しているケースはないが、今後、生じる事態に備え、学校教育法施行規則の記載内容に合わせるものである。なお、調査書を資料としないことについては、帰国子女の受験生を想定している。

(教育長) その他ご意見、ご質問はあるか。

(意見無し)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) 承認することとする。

次に、第57号議案「浜松市立小・中学校通学区域の一部改正について」教育総務課から説明をお願いする。

(就学支援担当課長) 第57号議案「浜松市立小・中学校通学区域の一部改正について」説明する。議案は13ページから、議案の説明資料は15、16ページになる。

提案理由は、住居表示に関する法律に基づき、令和2年1月1日から浜北区中瀬及び豊保の各一部の住居表示が実施され、西中瀬一丁目、西中瀬二丁目並びに西中瀬三丁目に町名変更されることに伴い、浜松市立小・中学校通学区域を次のように改正するものである。

改定内容は、住居表示実施地区を通学区域とする浜松市立浜北北部中学校及び浜松市立中瀬小学校の通学区域に、新たに西中瀬一丁目、西中瀬二丁目並びに西中瀬三丁目を加えるものである。

施行期日は、令和2年4月1日である。

説明は以上である。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(意見無し)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) 承認することとする。

以上で、本日の教育委員会を終了する。

9 会議録署名人

教育長

花井 和徳

渥美委員

渥美 利之

田中委員

田中 和子